

事 務 連 絡
平成30年1月23日

各都道府県税制担当課
各都道府縣市町村担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市税制担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治税務局 企 画 課
都道府県税課
市町村税課
固定資産税課

平成30年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての
留意事項等について

政府は、「平成30年度税制改正の大綱」について平成29年12月22日に閣議決定したところです。また、これに先立ち、「平成30年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党決定）が平成29年12月14日にとりまとめられたところです。

現在、「平成30年度税制改正の大綱」に沿って、地方税制に関する所要の法令案の作成を急いでいるところですが、さしあたり現段階における平成30年度地方税制改正の留意事項等について、別紙のとおりお知らせするとともに、今後の地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についても併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

(別紙)

第一 平成30年度地方税制改正

平成30年度地方税制改正においては、地方消費税の清算基準について抜本的な見直しを行うほか、土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長、個人住民税の基礎控除等の見直し、たばこ税の税率の引上げ等の税制上の措置を講ずることとしている。また、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設を決定している。

1 平成30年度税制改正の主な改正予定事項及び関連する留意事項

(1) 地方消費税

地方消費税の清算基準について、社会経済情勢の変化等を踏まえ、地方消費税の税収をより適切に最終消費地に帰属させるため、次のとおり見直しを行い、平成30年4月1日以後に行われる地方消費税の清算について適用することとしていること。

- ① 消費に相当する額のうち、小売年間販売額について、現行の額から、商業統計の「医療用医薬品小売」、「自動販売機による販売」、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」による「年間商品販売額」の欄の額を除外することとしていること。ただし、「百貨店」、「衣料品専門店」、「家電大型専門店」及び「衣料品中心店」については、別途除外される「インターネット販売」等との二重除外が生じないよう所要の措置を講ずることとしていること。
- ② 消費に相当する額のうち、サービス業対個人事業収入額について、現行の額から、経済センサス活動調査の「建物売買業、土地売買業」（「土地売買業」を除く。）、「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」（「土地賃貸業」を除く。）、「不動産管理業」、「火葬・墓地管理業」、「娯楽に附帯するサービス業」、「社会通信教育」及び「医療、福祉」（「社会保険事業団体」を除く。）の欄の額を除外することとしていること。
- ③ 消費に相当する額に対して、小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額が占めるウェイトを75%から50%に、人口が占めるウェイトを17.5%から50%に、それぞれ変更することとしていること。

(2) 固定資産税等

- ① 土地に係る固定資産税の負担調整措置については、平成30年度評価替えにおいて、大都市を中心に、地価上昇の結果、負担水準が下落し据置特例の対象となる負担水準60%から70%までの範囲（以下「据置ゾーン」という。）を

下回る土地が生ずる一方で、地方では、地価下落の結果、負担水準が70%を超えて上昇する土地が数多く生ずると見込まれることから、まずは、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに優先的に取り組むべきであることや、現下の最優先の政策課題はデフレからの脱却を確実なものとするところであることを踏まえ、平成30年度から平成32年度までの間、条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続することとしていること。

一方、据置特例が存在することで、評価額と税額の高低が逆転する現象が生じるなど、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組が求められることを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行うこととしていること。

また、据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続することとしていること。

さらに、都市計画税及び国有資産等所在市町村交付金においても、固定資産税の改正に伴う所要の改正を行うこととしていること。

- ② 平成30年度固定資産の評価替えに当たっては、平成29年6月16日付け総務省告示第197号及び平成29年11月22日付け総務省告示第390号により、地価下落地域における土地の評価額の修正や、家屋の再建築費評点基準表の改正など、必要な措置を講じたところであり、これを踏まえ、評価替えに係る事務が円滑に進められるよう、適切に対応していただきたいこと。
- ③ 政府においては、2020年までの3年間を生産性革命集中投資期間として、大胆な税制、予算、規制改革等の施策を総動員することとしていること。

そのため、集中投資期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、「生産性向上特別措置法（仮称）」の規定により、市町村が主体的に作成した計画に適合し、労働生産性を年3%以上向上させる等の要件を満たす中小企業の一定の設備投資を対象として、固定資産税の課税標準を最初の3年間価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める特例率を乗じて得た額とすることとしていること。当該特例率については参酌基準を定めず、上記の幅の中において市町村の条例で定めることとしており、市町村の主体性をより尊重した新たな仕組みとしていること。なお、本特例措置に係る基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用いて算定することとしていること。

中小企業は、商工会議所、商工会等の支援機関のサポートを受けて設備投資計画を作成することとされていることから、これらの支援機関や商工部局と十分な連携を図っていただきたいこと。

本特例措置は、生産性革命集中投資期間限りの措置とするとともに、「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）に規定する認定経営力向上計画に基づき中小事業者等が取得する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課

税標準の特例措置については、平成30年度末の適用期限をもって廃止することとしていること。

なお、「平成30年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党決定）（以下「与党税制改正大綱」という。）においては、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持することとしていること。

- ④ 首都圏のデータのバックアップのため首都圏以外に整備したデータセンターの設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。
- ⑤ バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税及び都市計画税の税額の減額措置を創設することとしていること。
- ⑥ 改正後の「都市再生特別措置法」（平成14年法律第22号）に規定する立地誘導促進施設協定（仮称）に定められた土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。
- ⑦ 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を2年延長することとしていること。

(3) 不動産取得税

- ① 住宅及び土地に係る不動産取得税の税率について、3%（本則4%）とする特例措置の適用期限を3年延長することとしていること。
- ② 宅地評価土地に係る不動産取得税の課税標準について、2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長することとしていること。
- ③ 中小事業者等が認定経営力向上計画に従って事業譲渡を受けた不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。
- ④ 改正後の「都市再生特別措置法」に規定する低未利用土地権利設定等促進計画（仮称）に基づき取得した土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。

(4) 個人住民税

① 個人所得課税の見直し

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行うこととしていること。

ア 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

（ア）給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとしていること。これにより個人住民税の基礎控除額は43万円（現行：33万円）となること。

（イ）前年の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額（以下

(イ) 上記(ア)の見直しに伴い、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、地方税法第37条及び第314条の6に規定する調整控除を適用しないこと。

オ 上記アからエまでの見直しに伴う所要の措置等

(ア) 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下(現行:38万円以下)に引き上げること。

(イ) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下(現行:38万円超123万円以下)とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げること。

(ウ) 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人住民税の非課税措置の前年の合計所得金額要件を135万円以下(現行:125万円以下)に引き上げること。

(エ) 個人住民税均等割の非課税基準を、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加えた金額(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に21万円を加えた金額)とすること。

また、個人住民税所得割について、前年の所得の金額が35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加えた金額(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に32万円を加えた金額)以下の者を非課税とすること。

(オ) 「特定支出控除」、「青色申告特別控除」、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」及び「勤労学生(合計所得金額要件)」について、所得税における見直しが、個人住民税にも適用となること。

カ 上記アからオまでの改正は、平成33年度分以後の個人住民税から適用すること。なお、上記アからウのうち、給与所得控除、公的年金等控除及び所得金額調整控除に係る部分は、所得税に係る法令の規定が個人住民税にも適用となること。

キ 給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替を行うことにより、税負担は増加しないが、総所得金額等や合計所得金額が増加する場合が生じうることとなる。

この変化に伴い、所得税又は個人住民税の総所得金額等や合計所得金額を活用している社会保障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、当該制度等の所管府省における対応を踏まえ、社会保障制度等担当部局と連携して適切に対応いただきたいこと。また、各地方団体において独自に実施している制度においても、同様に適切に対応いただきたいこと。

② 給与支払報告書等の光ディスク等による提出義務基準の引下げ

ア 国税における支払調書等のe-Tax又は光ディスク等による提出義務

基準の引下げに伴い、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書のe L T A X又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等（給与支払報告書にあつては所得税に係る給与所得の源泉徴収票、公的年金等支払報告書にあつては所得税に係る公的年金等の源泉徴収票）の枚数を100枚以上（現行：1,000枚以上）に引き下げることにしていること。

イ 上記の改正は、平成33年1月1日以後に提出すべき給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について適用することにしていること。

- ③ 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）へのマイナンバー記載の一部見直し
給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）へのマイナンバー記載は、特別徴収義務者と市区町村の間で正確なマイナンバーが共有され、個人住民税の税務手続を通じて、公平・公正な課税や事務の効率化に資するものであるが、書面による通知について、誤配等が生じたことや、管理負担が大きいとの経済界等の要請を踏まえ、次のとおり見直しを行うことにしていること。
- ア 当該通知に記載すべき事項をe L T A Xを使用する方法又は光ディスク等に記録する方法により提供する場合には、引き続きマイナンバーの記載を行い、書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないことにしていること。

イ 上記の改正は、平成30年度分以後の個人住民税から適用することにしていること。

(5) 地方たばこ税

- ① たばこ税の税率を引き上げることとしていること。なお、実施時期については、激変緩和等の観点や予見可能性への配慮から、平成30年10月1日から平成33年10月1日までに、次のとおり3段階で行うことにしていること。
- ・ 税率（1,000本当たり）の改正

実施時期	地方の たばこ税	道府県 たばこ税		国の たばこ税
		道府県 たばこ税	市町村 たばこ税	
現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円
平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円
平成32年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円
平成33年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円

(注) 国のたばこ税には、たばこ特別税を含む。

- ② 平成27年度税制改正において講じた旧3級品の製造たばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで延期することとしていること。

(注) 「旧3級品」とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。

③ 加熱式たばこの課税方式について、次のとおり見直しを行うこととしていること。

ア 課税区分の新設

地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分を設けることとしていること。

イ みなし製造たばこの整備

加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（一定の者が製造したものを除く。）は、製造たばことみなして地方税法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分は加熱式たばことすることとしていること。

ウ 紙巻たばこの本数への換算方法の見直し

加熱式たばこの課税標準は、次の（ア）及び（イ）によって換算した紙巻たばこの本数の合計本数とすることとしていること。

（ア） 加熱式たばこの重量に基づく換算方法に用いる重量は、フィルターその他の一定の物品の重量を含まない重量とし、当該重量0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算すること。

（イ） 加熱式たばこの小売定価に基づく換算方法を導入し、紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格をもって、加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの0.5本に換算すること。

（注1）上記の「小売定価」とは、たばこ事業法第33条の規定により、財務大臣の認可を受けた製造たばこの価格をいう。なお、小売定価のない加熱式たばこについては、一定の方法により算出した金額によることとする。

（注2）上記の「加熱式たばこの小売価格」は、小売定価から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額とする。

（注3）上記の「紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格」とは、紙巻たばこ1本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100分の60で除して計算した金額とする。

エ 上記アからウまでの改正は、平成30年10月1日から実施するが、上記ウの改正は、激変緩和等の観点から、平成30年10月1日から平成34年10月1日までに5段階で実施することとしていること。なお、経過期間中の課税標準は、新たな課税方式による紙巻たばこへの換算を5分の1ずつ増やしていくこととしていること。

④ 税率の改正に伴い、税率引上げの施行日前に売渡し等が行われた製造たばこであって国のたばこ税の手持品課税の対象となるものを販売のために同日において所持している卸売販売業者等又は小売販売業者に対し、手持品課税を実施することとしていること。

⑤ あわせて、市町村たばこ税都道府県交付金制度に関する調整率を次のとおり定めることとしていること。

ア	平成30年度	100分の103
イ	平成31年度	100分の109
ウ	平成32年度	100分の110
エ	平成33年度	100分の112
オ	平成34年度	100分の112
カ	平成35年度	100分の105

(6) 法人住民税・法人事業税

① ガス供給業を行う法人の事業税の見直し

ア ガス供給業のうち、旧一般ガスみなしガス小売事業者（旧供給区域等について経済産業大臣の指定を受けた事業者に限る。）以外の事業者であって、ガス製造事業者以外の事業者である法人が行うもののうち、自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業並びにガス小売事業に係る事業税について、資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人にあつては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって、それ以外の法人にあつては所得割額によって、それぞれ課することとしていること。

イ 上記の改正は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用するとともに、所要の経過措置を講ずることとしていること。

② 今般、法人税において所得拡大促進税制の改組、情報連携投資等の促進に係る税制の創設、中小企業における所得拡大促進税制の改組などの各種税制措置の見直し等が行われることを踏まえ、法人住民税及び法人事業税において国税に準ずる措置を講ずることとしていること。

(7) 車体課税

① 自動車取得税の免税点に係る特例措置の適用期限について、1年6ヶ月延長することとしていること。

② 車線逸脱警報装置を装備した自動車（新車に限る。）に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、その対象車両に以下のものを加えることとしていること。

ア 車両総重量が12t以下のバス等

イ 車両総重量が3.5tを超え22t以下のトラック（車両総重量が8tを超え20t以下のトラックにあつては、平成30年10月31日まで）

(8) 軽油引取税

① 軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、以下のものを縮減・廃止し、その他のものは適用期限を3年延長することとしていること。

ア 電気供給業（うちガスタービン発電装置の動力源の用途）

イ 地熱資源開発事業

- ② 船舶の動力源に供する軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（平成11年法律第60号）、「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」（平成12年法律第145号）、「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」（平成16年法律第113号）又は「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（平成27年法律第77号）に基づき行う当該軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置について、その適用期限を3年延長することとしていること。
- ③ 船舶の動力源に供する軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定」（平成25年条約第1号）又は「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定」（平成29年条約第28号）に基づき豪軍又は英軍の船舶の動力源に供するため行う当該軽油の譲渡に係る課税免除の特例措置について、その適用期限を3年延長することとしていること。

(9) 地方税の電子化

① 共通電子納税システム（共同収納）の導入

納税義務者及び特別徴収義務者がeLTAXの運営主体が運営する共通電子納税システムを利用して地方税の納付又は納入を行う場合、その収納の事務は、eLTAXの運営主体及び金融機関に行わせるものとし、その税は金融機関からeLTAXの運営主体を経由して地方団体に払い込まれるものとする

こととしていること。

この改正は、平成31年10月1日から適用することとしていること。

適用開始時点においては、対象税目は個人住民税（給与所得又は退職所得に係る特別徴収分）、法人住民税、法人事業税及び事業所税（これらの税と併せて納付又は納入することとされている税を含む。）とし、実務上対応が可能となった段階で順次、税目の拡大を措置することとしていること。

全地方団体による共同収納の実施に向けて、各地方団体の基幹税務システムの改修、会計事務の取扱いの検討及び指定金融機関等との調整など、適切に対応いただきたいこと。この基幹税務システムの改修に要する費用については、所要の地方財政措置を講ずることとしていること。

なお、eLTAXの運営主体が行う共通電子納税システムの開発、運用に要する費用については、平成31年度以降のeLTAX運営主体への負担金に反映されることとなるので、ご留意いただきたいこと。

② eLTAXの安全かつ安定的な運営のための措置

e L T A Xの運営主体について、次の措置を講ずることとし、ウ（ア）を除き、平成31年4月1日から適用することとしていること。

ア 総務大臣は、e L T A Xの運営主体に対し、地方税法及び定款に違反するおそれがある場合の報告・立入検査及び違法行為等の是正の要求並びにe L T A Xの運営主体による適正な事務の実施のための命令及び報告・立入検査等を行うことができることとしていること。

イ e L T A Xの運営主体の役職員に対する秘密保持義務、義務に違反した場合の罰則、役職員を刑法その他の罰則の適用について公務員とみなす規定等を講ずることとしていること。

ウ e L T A Xの運営主体である一般社団法人地方税電子化協議会を、次のとおり、地方税法に設置根拠・組織運営が規定される法人（地方税共同機構）（以下「機構」という。）とすることとしていること。

（ア）都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（以下「地方三団体」という。）が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て、平成31年4月1日に機構を設立することとしていること。

これに伴い、一般社団法人地方税電子化協議会を廃止し、その権利義務は機構が承継することとしていること。

（イ）機構に、代表者会議を置き、地方三団体が選任する都道府県知事、市長又は町村長及び地方三団体が選任する学識経験者をもって組織することとしていること。

機構に、運営審議会を置き、委員は学識経験者のうちから代表者会議が任命することとしていること。

機構に、税務情報保護委員会を置き、委員は学識経験者のうちから理事長が任命することとしていること。

なお、運営審議会の委員等については、地方団体の税務担当部局に勤務する者が相当数含まれることが想定されることから、地方団体においても委員の選任や選任後の委員としての円滑な活動の確保について、ご留意いただきたいこと。

機構は、共同収納、e L T A Xの設置・管理等に関する事務を行うほか、地方税に関する地方団体への支援等（調査研究・広報・職員向け研修等）を行うこととしていること。

機構の運営に要する費用は、地方団体が負担することとなるので、ご留意いただきたいこと。

③ 機構の設立と併せて、電子申告等のe L T A Xを使用する手続について、根拠法令等の規定の整備を行うこととしていること。

④ 法人住民税及び法人事業税の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設

ア 大法人の法人住民税及び法人事業税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとされる事項を電

子情報処理組織を使用する方法（e L T A X）により提供しなければならないこととしていること。

（注）上記の「大法人」とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社をいう。

イ 上記アの大法人の上記アの申告書の添付書類の提出については、当該添付書類に記載すべきものとされ、又は記載されている事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供しなければならないこととしていること。

ウ 上記の改正は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度について適用することとしていること。

エ 電子申告がなされない場合には不申告として取り扱うこととしていること。

⑤ 法人事業税に係る電子化促進のための環境整備

ア 外形標準課税対象法人又は収入金額課税法人が法人税の確定申告書又は中間申告書の提出を電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行い、かつ、これらの申告書に貸借対照表及び損益計算書の添付がある場合には、法人事業税の確定申告又は中間申告において、これらの書類の添付があったものとみなすこととしていること。

イ 上記の改正は、平成32年4月1日から施行することとしていること。

(10) 納税環境整備

① 地方税に関する延滞金等について、私人への収納委託の対象とすることとしていること。これに伴い、地方税と併せて、いわゆるコンビニ収納の対象とすることが可能となるものであること。

② 国税において、参加差押えをした行政機関等は、参加差押えに係る不動産について、差押えをした行政機関等に換価の催告をしてもなお換価が行われない場合には、差押えをした行政機関等の同意を得ることを要件として、配当順位を変更することなく、換価の執行をする旨の決定（以下「換価執行決定」という。）をすることができることとされたこと。これに伴い、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされている地方税についても、同様の見直しが行われることとなること。

なお、上記の改正は、平成31年1月1日以後の換価執行決定により行う換価について適用することとしていること。

③ 法人事業税、地方法人特別税及び鉱産税の申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印制度を廃止することとしていること。

これと併せて、法人が行う電子申告に付すべき電子署名について、法人の代表者から委任を受けた当該法人の役員又は社員の電子署名によることも可能とすることとしていることから、法人における電子署名の取扱いについて、ご留意いただきたいこと。

- ④ 成年被後見人等の欠格条項の見直しに係る所要の法令改正を前提に、固定資産評価員の欠格条項について、その範囲から成年被後見人等を除外するほか所要の整備を行うこととしていること。

2 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成30年通常国会における森林関連法令の見直しによって、新たな森林管理制度（平成31年4月施行予定）が創設される予定であることを踏まえ、平成31年度税制改正において、次のとおり森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することとしていること。

なお、森林環境税（仮称）の創設及び森林環境譲与税（仮称）の創設等を内容とする法案（新法）を、平成31年通常国会に提出することとしていること。

(1) 森林環境税（仮称）

① 基本的な仕組み

ア 森林環境税（仮称）は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とすること。

イ 森林環境税（仮称）の税率は、年額1,000円とすること。

ウ 森林環境税（仮称）の賦課徴収は、市町村において、個人住民税均等割と併せて行うこととすること。

エ 市町村は、森林環境税（仮称）として納付又は納入された額を都道府県を經由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込むこととすること。

② 施行期日

森林環境税（仮称）は、平成36年度から課税すること。

③ その他

個人住民税均等割に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関して所要の措置を講ずること。

(2) 森林環境譲与税（仮称）

① 基本的な仕組み

ア 森林環境譲与税（仮称）は、森林環境税（仮称）の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与すること。

イ 森林環境譲与税（仮称）の譲与基準は次のとおりとすること。

(ア) 森林環境譲与税（仮称）の10分の9に相当する額は、市町村に対し、当該額の10分の5の額を私有林人工林面積で、10分の2の額を林業就業者数で、10分の3の額を人口で按分して譲与すること。

なお、私有林人工林面積は、各市町村の林野率に応じ、以下のとおり補正すること。

林野率による区分	補正の方法
85%以上	私有林人工林面積を1.5倍に割増し
75%以上85%未満	私有林人工林面積を1.3倍に割増し

(イ) 森林環境譲与税(仮称)の10分の1に相当する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準で按分して譲与すること。

ウ 森林環境譲与税(仮称)の用途等は次のとおりとすること。

(ア) 市町村は、森林環境譲与税(仮称)を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととすること。

(イ) 都道府県は、森林環境譲与税(仮称)を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこととすること。

(注) 市町村及び都道府県は、森林環境譲与税(仮称)を、後年度における事業に要する費用に充てるために留保し、基金に積み立てる、又は、特別会計において繰越しをすることとしても差し支えない。

(ウ) 市町村及び都道府県は、森林環境譲与税(仮称)の用途等を公表しなければならないこととすること。具体的な公表の手法等の詳細については、別途お知らせする予定であること。

② 施行期日

森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与すること。

(3) 制度創設時の経過措置

① 平成31年度から平成35年度までの間における森林環境譲与税(仮称)は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金をもって充てることとし、各年度における借入金の額及び譲与額は次のとおりとすること。

期 間	借入金の額及び譲与額
平成31年度から平成33年度まで	200億円
平成34年度及び平成35年度	300億円

(注) 借入金の額には、当該年度における利子の支払に要する費用等に相当する額を加算する。

② 平成36年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税(仮称)は、森林環境税(仮称)の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除した額に相当する額とし、各年度における借入金の償還額は次のとおりとすること。

期 間	償還額
平成37年度から平成40年度まで	200億円
平成41年度から平成44年度まで	100億円

(注1) 平成36年度においては、借入金の償還は行わない。

(注2) 償還額には、平成31年度から平成35年度までの利子の支払に要した費用等に相当する額を各年度の借入金の償還額に応じて加算する。

③ 平成31年度から平成44年度までの間における森林環境譲与税(仮称)の

市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとすること。

期 間	市町村	都道府県
平成31年度から平成36年度まで	100分の80	100分の20
平成37年度から平成40年度まで	100分の85	100分の15
平成41年度から平成44年度まで	100分の88	100分の12

(4) その他

市町村及び都道府県は、森林環境譲与税（仮称）を財源とする森林整備等が円滑に実施できるよう、あらかじめ、関係部局及び都道府県又は管内市町村並びに森林組合や林業事業体等と連携の上、事業内容及びその実施体制等について検討を進めていただきたいこと。

3 今後の検討事項等

与党税制改正大綱においては、地方税制と関連する主な今後の検討事項等について、次のとおり記載されているので、ご留意いただきたい。

(1) 個人所得課税

今後も、所得再分配機能の回復や税負担のあり方の観点から、引き続き見直しを継続していく。

経済社会の著しい構造変化の中で、（略）若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。

個人住民税については、地域の住民サービスを支える基幹税としての役割の重要性に鑑み、充実強化を図ることを基本として、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するとの性格を有すること、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組み等に留意する必要がある。

子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する税制上の対応について、児童扶養手当の支給に当たって事実婚状態でないことを確認する制度等も参考にしつつ、平成31年度税制改正において検討し、結論を得る。

(2) 地方税源の偏在是正

地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率 10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に還元されること等も踏まえて検討し、平成 31 年度税制改正において結論を得る。

(3) 特徴税額通知の電子化

給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）については、電子情報処理組織（eLTAX）により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討する。

(4) 法人事業税の収入金額課税

現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税法体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。また、電気事業者の法的な分社化に伴うグループ内取引については、法令上の位置付けや実務上の観点等を踏まえ、収入金額の算定のあり方について検討を行う。

4 改正増減収、平成 30 年度の地方税収見込額等

- (1) 平成 30 年度の税制改正に伴う地方税の影響額として 213 億円の増収を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを 210 億円の増収、国の税制改正の影響に伴うものを 3 億円の増収と見込んでいる。

なお、この他に、国の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の影響額として 3 億円の増収を見込んでいる。

- (2) 平成 30 年度の地方税収入見込額（通常収支分と東日本大震災分の合算額）については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、3,639 億円、0.9%の増の 39兆5,022 億円（道府県税にあっては 1.7%の減、市町村税にあっては 3.2%の増）になるものと見込まれる。主要税目では、道府県民税のうち所得割 9.0%の減、法人税割 3.9%の増、法人事業税 2.4%の減、地方消費税 2.3%の増、市町村民税のうち所得割 8.1%の増、法人税割 2.4%の増、固定資産税（交付金を除く。）0.5%の増となる見込みである。この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要がある。

なお、道府県民税及び市町村民税のうち所得割については、平成 29 年度税制改正による県費負担教職員制度の見直しに伴う指定都市所在道府県から指定都市への税源移譲が、平成 30 年度分個人住民税から適用となる影響が生じている

ことにご留意いただきたい。

- (3) 地方譲与税の収入見込額は、2兆5,754億円（前年度比390億円、1.5%増）であり、その内訳は、地方揮発油譲与税2,514億円（同46億円、1.8%減）、石油ガス譲与税80億円（同3億円、3.6%減）、航空機燃料譲与税149億円（前年度同額）、自動車重量譲与税2,675億円（前年度比115億円、4.5%増）、特別とん譲与税125億円（前年度同額）及び地方法人特別譲与税2兆211億円（前年度比324億円、1.6%増）となっている。

第二 その他

上記のほか、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 消費税率（国・地方）の10%への引上げの施行日は平成31年10月1日とされていること等を踏まえ、引き続き次の事項にご留意いただきたいこと。

- ① 消費税の軽減税率制度の導入については、次の事項にご留意いただきたいこと。

ア 消費税の軽減税率制度の導入時期は、平成31年10月1日とされていること。同日以降、軽減税率対象品目（酒類及び外食を除く飲食料品並びに週2回以上発行される定期購読の新聞）に対する税率は、8%（国分：6.24%、地方分：1.76%）となること。

イ 適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）の導入時期は、平成35年10月1日とされていること。

ウ 軽減税率制度の導入に当たっては、財政健全化目標を堅持するとともに、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保するため、平成30年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保することとされていること。

エ 軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないように、政府に必要な体制を整備し、事業者の準備状況等を検証しつつ、軽減税率制度の円滑な導入・運用に資するための対応を進めているところであるが、これに関し、各地方団体においては、「消費税軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組の推進について」（平成29年4月26日付け自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、国等と十分に連携を図りつつ、広報・周知、事業者等からの相談への対応、軽減税率制度実施協議会の開催や運営への協力など、制度の円滑な導入に向けた各般の施策の実施につき、適切に対応されたいこと。

- ② 引上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化

引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが「地方税法」（昭和25年法律第226号）上明記されており、各地方団体においては、「引上げ分に係る地

方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日付け自治税務局都道府県税課長通知)に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において、引上げ分に係る地方消費税収の使途の明示を遺漏なく実施されたいこと。

③ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されている税であることから、その円滑な転嫁が図られることが重要であること。

転嫁対策については、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)及び「消費税率(国・地方)の引上げについて」(平成25年10月1日付け自治税務局都道府県税課長通知)に基づき、各地方団体において、転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報、転嫁に関する事業者や住民からの質問・相談への対応などに取り組んでいただいているところであるが、平成26年4月の消費税率(国・地方)の8%への引上げ時において、同法の規定に違反する行為が見受けられたことから、地方団体においては、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について引き続き積極的に取り組んでいただく必要があること。

また、公的部門における違反行為が生じることのないよう、同法の遵守や調達等契約事務の適切な運用について、関係部局への周知、連携等にもご留意いただきたいこと。

④ 広報の実施等

消費税率(国・地方)の引上げ等の社会保障と税の一体改革については、その意義や必要性、10%への引上げ及び軽減税率制度の導入に伴う対応などについて、国民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要があること。

地方消費税率の引上げ等についての地方団体による広報等施策の実施については、既に取り組んでいただいているところであるが、国と連携を図りつつ、引き続き適切に取り組んでいただきたいこと。

また、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大として、地方団体による消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進することとしているのでご配慮いただきたいこと。

(2) 地方税分野におけるマイナンバー・法人番号の利用は、平成28年1月より順次開始されていることから、引き続き、適切に運用いただきたいこと。

特に、地方税事務においてマイナンバーの漏えい事案が発生したことも踏まえ、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)及び「地方税事務における個人番号の適切な取扱いについて(通知)」(平成29年2月16日付け自治税務局長通知)のとおり、地方団体が作成する通知等に本人の正しいマイナンバーが記載されているかを確認するなど、マイナンバーの適切な取扱いに万全を期すとともに、基幹税務システムをはじめ特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムにおけるセキュリティ対策を、地方税情報を取り扱う関

係部署を含め徹底していただきたいこと。

平成29年11月からは、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携の本格運用が開始されていることから、各税目の申請等の手続において添付書類の省略が可能なものについては、省略するよう適切に対応いただきたいこと。

また、平成30年7月にはデータ標準レイアウトの改版が予定されていることに留意し、地方税関係情報を適切に副本登録できるよう所要の環境整備を行っていただきたいこと。

なお、情報提供ネットワークシステムを介した住民登録外課税者に係る地方税情報の照会に対する回答方法について、平成30年7月のデータ標準レイアウトの改版までは「情報提供ネットワークシステムを介した住民登録外課税者に係る地方税情報の照会に対する回答方法について」（平成28年11月28日付け自治税務局市町村税課長通知）のとおり対応いただきたいこと。

また、住民登録外課税通知については、住民登録外課税を行う市区町村に係る情報の提供が適切かつ効率的になされるよう、全ての市区町村で遅くとも5月末までに電子的送付を行っていただきたいこと。

- (3) 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子的「正本」通知については、経済団体等より事務負担の軽減のために全市区町村が対応するよう要望があるとともに、事務の効率化や個人情報保護の観点等を踏まえ、積極的かつ早急に取り組んでいただきたいこと。

- (4) 地方団体及び国税当局間においては、所得税申告書等や報酬、配当等の法定調書、所得税の源泉徴収義務者に関する法人情報について、eLTAXを通じて国税当局から地方団体に送信されており、これらの課税資料を活用することで、課税の適正化に資することから、積極的な活用に取り組んでいただきたいこと。

また、市区町村から国税当局に送信される扶養是正情報等のデータ送信は、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から重要な取組であることから、書面により提供を行っている市区町村は、eLTAXを利用した扶養是正情報等のデータ送信を早急に開始するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。

さらに、市区町村の申告書等作成システム等で作成された所得税申告書等を、専用回線を活用してeTaxに直接送信できる施策については、eTaxの利用促進が図られ、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化のみならず、納税義務者の利便性向上につながるものであるため、積極的に参加していただきたいこと。

- (5) 地方法人二税の電子申告について、大法人は平成32年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化されること及び中小法人は規制改革推進会議の「行政手続部会取りまとめ」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手

続部会)において電子申告利用率70%以上、将来的には電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告利用率100%の数値目標が設定されていること。

これを踏まえ、各地方団体においては、電子申告の更なる推進に向けて、地方税電子化協議会作成のパンフレット等を配布するなど、法人、個人事業主及び税理士会(各支部を含む。)等への積極的な周知に取り組んでいただきたいこと。

- (6) 上記の「行政手続部会取りまとめ」や「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)を受け、総務省において作成、公表した「「行政手続コスト」削減のための基本計画」(地方税分野)において、複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化を平成31年9月実施予定とし、国税・地方税間の開廃業・異動届出等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化を平成31年度実施に向けて検討することとしていること。

これを踏まえ、地方税電子化協議会においてeLTAXシステム上の対応を行う予定としていることから、各地方団体においては、当該一元化への取組について、法人、個人事業主及び税理士会(各支部を含む。)等への周知に取り組んでいただきたいこと。

特に、複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化は全国一斉に実施が図られることが重要であることから、eLTAXを通じた法人設立届出書等の電子的提出に未対応の団体については、実施予定である平成31年9月までに対応していただきたいこと。

また、上記以外のeLTAXの利便性向上策についても、上記の基本計画に基づいて地方税電子化協議会において取り組んでいることから、地方団体においても、当該取組にご協力いただきたいこと。

- (7) 「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)において、地方団体における手続上の書式・様式に関し、特に、経済活動に影響するものであって、一事業者が複数地方団体との間で申請等の手続を行うもの等について、事業者の負担を踏まえ、改善方策を検討することとされていること。地方税に関する手続における事業者の負担軽減については、eLTAXを活用することにより全国統一フォーマットの下で電子的に一度の操作で申請等の対応が可能となるため、引き続き、その推進に取り組んでいただきたいこと。

なお、「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)を踏まえ、平成27年度に全国地方税務協議会において金融機関照会様式の統一検討に関するワーキンググループを開催し、金融機関照会様式に関する報告書(「平成27年度徴収に関する電話催告の民間委託と金融機関照会様式の統一検討ワーキンググループ報告書」(平成28年3月))をとりまとめ、標準様式を提示したところであるが、現時点で当該様式を活用している団体は少ない状況であるため、当該様式を参照のうえ、各地方団体における照会様式の改正をできるだけ早急に

検討していただきたいこと。

- (8) 「経済財政運営と改革の基本方針2017」や「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、自治体クラウドの導入を一層進めることとされており、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあることを踏まえ、既に導入している地方団体の事例も参考としつつ、税務システムのクラウド化や共同化の推進について、積極的に取り組んでいただきたいこと。

- (9) ふるさと納税（地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除）に関する事務の遂行に当たっては、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月1日付け総務大臣通知）を踏まえ、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応をとっていただきたいこと。

各都道府県においては、域内市区町村の返礼品送付が制度の趣旨に沿った良識のある対応となるよう、適切な助言・支援を行っていただきたいこと。

また、ふるさと納税については、今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するためには、各地方団体において、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組やふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組を進めていただくことが重要であること。

このような観点を踏まえ、「ふるさと納税を活用した地域における起業支援及び地域への移住・定住の推進について」（平成29年10月27日付け地域力創造グループ地域政策課長・自治税務局市町村税課長通知）に基づく「ふるさと起業家支援プロジェクト」及び「ふるさと移住交流促進プロジェクト」について積極的に活用していただくとともに、各都道府県においては、域内市区町村に対して適切な助言・支援を行っていただきたいこと。

- (10) 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）については、地域産業を支える人材の育成をはじめ様々なプロジェクトに取り組む地方団体と、寄附を行う企業のパートナーシップを通じ、地方創生の実現を図ろうとするものであるが、制度の周知・活用が十分とはいえない状況にあることから、積極的な取組を進めていただきたいこと。

- (11) 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への

充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

- (12) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。
- (13) 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、公平かつ適正な税務執行に努められたいこと。このうち徴収対策については、上位3分の1の地方団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として、平成28年度以後、基準財政収入額の算定に段階的に反映することとされていることも踏まえ、一層の取組を促進する必要があること。
- (14) 悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。
- (15) 滞納整理などの徴収事務においては、関連法令等に関する専門的な知識や経験の蓄積が求められる一方で、行革の推進等により地方団体の税務職員数は減少傾向にあることから、税務職員が研修を受講する機会の充実に加え、広域連合や一部事務組合等の仕組みを活用した広域的な連携により徴収事務を共同処理すること等も併せて検討することが求められること。
- (16) 税務行政においては、個人情報情報の誤った取扱いにより、納税者に損害や不利益を与えることがないように、地方税の賦課徴収に関する個人情報情報の取扱いに万全を期していただきたいこと。また、住民基本台帳情報を地方税の賦課徴収に関して取り扱う際には、「住民基本台帳事務の適正な運用と電話照会への対応について（周知）」（平成26年2月5日付け自治税務局企画課事務連絡）を踏まえた適正な事務執行を行っていただきたいこと。
- (17) 平成29年11月からマイナポータルの本格運用が開始され、電子納付による納税者の利便性向上が重要になることも踏まえ、マルチペイメントネットワーク、クレジットカード等を利用した収納の活用など納税者が税を納付しやす

い納税環境について、各地域の実情等に応じてその整備を図る必要があること。

(18) 税務相談については、地方団体の税務担当部署での対面による相談や電話相談、税理士を招いての相談窓口の設置など地方団体ごとにとり組が行われているほか、いわゆる三税協力の一環として、地方団体においても所得税の納税相談について協力する取組が実施されているところであるが、さらなる相談機会の充実や相談者の利便性向上の観点から、相談窓口の増加、相談日時の拡大などのほか、納税相談の事前予約方式の拡充、インターネットを介した遠隔対面相談の実施など、相談機会の充実及び手法の多様化を検討していただきたいこと。

(19) 租税の役割や納税の意義等について児童・生徒や地域住民の理解を深めるための租税教育については、関係機関との連携や地域の実情に応じた独自の取組等、引き続き、その充実に向けた取組を推進していただきたいこと。